



国税総局長規則 No. PER-03/PJ/2019 (PER-03) および
国税総局通達 No. SE-04/PJ/2019 (SE-04)

「納税証明書 (Surat Keterangan Fiskal /SKF)」の
申請方法 のガイドライン

国税総局のウェブサイトから納税証明書の発行申請が可能になるのに伴い、PER-03とSE-04が申請方法のガイドラインとして公布されました。概要は下記のとおりです。

No.	Topics	Notes
1	納税証明書 (SKF) とは？	下記のような、省庁/機関/その他の団体からの特定の活動の実行やサービスを受けるための要件を満たすために、国税総局が、ある特定期間において、納税者が税務上のコンプライアンスを順守していることを証明するための証書 a. 合併、事業の拡張または事業の継承に起因する資産の譲渡による正味簿価の使用 b. 特別目的会社または集団投資スキームに不動産を移譲する際に生じる0.5%の所得税の課税 c. VATもしくは奢侈税の還付 d. タックス・ホリデーの申請 e. その他、納税証明書を要求するサービス等
2	申請方法は？	納税者は 国税総局のウェブサイトから、i-KSWPを利用してSKFの発行を申請することができる。但し、従来どおり、申請用紙に記入して窓口申請することも可能
3	申請に必要な条件は？	• 直近2会計年度の所得税申告書、直近3税期間の納税者の本店および全支店のVAT納税申告書について、納税者が税務上のコンプライアンスを順守している • 納税者の本店および各支店が登録されている管轄税務署において、税金の未払いがない • 納税者に対し、納税に関わる犯罪行為等の調査が進行中ではない
4	国税総局の対応は？	• SKFは納税者の本店宛に発行されるが、各支店も使用することが可能 • 納税者が上記の要件を満たしていない場合、国税総局はSKFの申請を承認または却下することができる • 国税総局のウェブサイトで申請した場合は即時回答が可能 • 今回の改訂により、従来15営業日を要していた窓口申請手続きが3日営業に短縮された
5	SKFの確認方法	省庁/期間/その他の関係者は、国税総局のウェブサイトやホットライン、税務署でSKFの有効性の確認が可能となる



当該情報についての問合せ先:

PT Sakura Mitra Perdana

西原健太 Director nishihara@sakura-id.com
三原あずさ Director mihara@sakura-id.com

Menara Rajawali Lt. 8,
Jl. Dr. Ide Anak Agung Gde Agung,
Kuningan Timur, Jakarta Selatan 12950

Phone: +62 21 2902 3417 / 18 / 19
Fax : +62 21 2902 3410
<https://sakura-id.com/>

このTax Updateは、提携先であるSSJK Consultingが
作成した記事を、弊社が翻訳したものです。

SSJK Consulting
The Boulevard Office, UG D-2
Jl. Fachrudin Raya No. 5
Jakarta Pusat 10250
www.ssjkconsulting.com

このTax Updateは税務に係る法律・規則の一般的な
情報として、SSJK Consultingと弊社の理解に基づい
て作成しており、国税総局の見解が同じであることを
保証するものではありません。実際に生じた個々の問
題については、税務の専門家とご相談ください。